⑴　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第32条の９第１項の規定により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う者（以下「家畜登録機関」という。）が、当該登録規程の定めるところにより発行する家畜の血統についての証明書

⑵　法第32条の９第１項に規定する登録規程に定めがない品種については、外国の政府機関により発行され、かつ、家畜の血統を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書

別記１

１　牛

⑴・⑵　（略）

⑶　産肉能力検定

①　（略）

②　評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをＡクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをＢクラスとする。

評価基準

	日齢枝肉重量	脂肪交雑（Beef Marbling Standard）
黒毛和種	636（634）ｇ以上	8.6（3.3）以上
褐毛和種（熊本系）	658ｇ以上	4.4以上
褐毛和種（高知系）	587ｇ以上	3.8以上
日本短角種	587ｇ以上	2.2以上

注：黒毛和種の括弧内は間接検定（脂肪交雑は脂肪交雑評価基準）の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。

２　豚

①　（略）

②　評価方法

ア　直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が５以上のものをＡクラスとし、４以下のものをＢクラスとする。

評価基準

	１日平均増体量	飼料要求率	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー種	745ｇ以上	3.1以下	29㎠以上	1.8㎝以下
バークシャー種	745ｇ以上	3.1以下	29㎠以上	1.8㎝以下
ランドレース種	910ｇ以上	3.0以下	32㎠以上	2.1㎝以下
大ヨークシャー種	950ｇ以上	2.9以下	32㎠以上	2.0㎝以下
ハンプシャー種	1,100ｇ以上	2.8以下	33㎠以上	2.5㎝以下
デュロック種	1,100ｇ以上	2.8以下	33㎠以上	2.5㎝以下
相対重要度	3	2	1	2

イ　現場直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が３以上のものをＡクラスとし、２以下のものをＢクラスとする。

⑴　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）第32条の２第１項の規定により登録規程の承認を受けて家畜登録事業を行う者（以下「家畜登録機関」という。）が、当該登録規程の定めるところにより発行する家畜の血統についての証明書

⑵　法第32条の２第１項に規定する登録規程に定めがない品種については、外国の政府機関により発行され、かつ、家畜の血統を確かめ、又は信ずる旨を記載した証明書

別記１

１　牛

⑴・⑵　（略）

⑶　産肉能力検定

①　（略）

②　評価方法

現場後代検定又は間接検定において、次の評価基準を満たすものをＡクラスとし、それ以外のもの及び直接検定を受けているものをＢクラスとする。

評価基準

	日齢枝肉重量	脂肪交雑（Beef Marbling Standard）
黒毛和種	607（629）ｇ以上	7.2（3.3）以上
褐毛和種（熊本系）	697ｇ以上	3.9以上
褐毛和種（高知系）	562ｇ以上	3.4以上
日本短角種	602ｇ以上	2.2以上

注：黒毛和種の括弧内は間接検定（脂肪交雑は脂肪交雑評価基準）の評価基準であり、それ以外は現場後代検定の評価基準である。

２　豚

①　（略）

②　評価方法

ア　直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が５以上のものをＡクラスとし、４以下のものをＢクラスとする。

評価基準

	１日平均増体量	飼料要求率	ロース芯の太さ	背脂肪層の厚さ
ヨークシャー種	745ｇ以上	3.1以下	30㎠以上	1.7㎝以下
バークシャー種	745ｇ以上	3.1以下	30㎠以上	1.7㎝以下
ランドレース種	910ｇ以上	3.0以下	35㎠以上	1.8㎝以下
大ヨークシャー種	950ｇ以上	2.9以下	35㎠以上	1.6㎝以下
ハンプシャー種	1,070ｇ以上	2.9以下	35㎠以上	2.0㎝以下
デュロック種	1,070ｇ以上	2.9以下	35㎠以上	2.0㎝以下
相対重要度	3	2	1	2

イ　現場直接検定

次の評価基準を満たす項目の相対重要度を合算して得た数値が３以上のものをＡクラスとし、２以下のものをＢクラスとする。